特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
9	国民健康保険に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	
池田町は、国民健康保険に関する事務における特定個人情報の取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行う、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	
特記事項	

評価実施機関名
岐阜県揖斐郡池田町

公表日
令和7年2月20日

［令和6年10月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民健康保険に関する事務
②事務の概要	国民健康保険法に基づく国民健康保険に関する事務 ①被保険者の資格管理に関する事務 ②被保険者の各種証の交付に関する事務 ③保険給付の支給に関する事務 ④保健事業等の実施に関する事務 ⑤前各項に掲げる事務に付随する事務 ・中間サーバーを通じ、情報提供ネットワークシステム、既存システム、団体内統合宛名システム等の各システムとデータの受け渡しを行うことで、番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に基づく特定個人情報の照会と提供等の業務を行う。 ⑥オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務 ・他団体への情報照会に基づく情報提供のため、情報提供ネットワークに接続するに当たり、情報提供に必要な情報を中間サーバに保存する。
③システムの名称	国民健康保険システム、住民基本台帳システム、統合宛名システム、中間サーバー、国保総合システム、国保情報集約システム、医療保険者向け中間サーバー等

2. 特定個人情報ファイル名
国民健康保険事務ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項別表44の項 ＜オンライン資格確認の準備業務＞ ・番号法第9条第1項（利用範囲）別表項番44 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令37条 ・国民健康保険法　第113条の3　第1項及び第2項

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[　　実施する　　]	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報提供の根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表1、2、3、5、6、25、38、42、48、56、65、69、70、71、83、87、106、126、131、141の項 【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表69、70の項 ＜オンライン資格確認の準備業務＞ ・番号法附則第6条第4項（利用目的：情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等） ・国民健康保険法　第113条の3　第1項及び第2項	

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	民生部　保険年金課
②所属長の役職名	保険年金課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務課　岐阜県揖斐郡池田町六之井1468－1　0585－45－3111

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	保険年金課　岐阜県揖斐郡池田町六之井1468－1　0585－45－3111

9. 規則第9条第2項の適用	[　　]適用した
適用した理由	

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か		[　1万人以上10万人未満　] ＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
	いつ時点の計数か	令和7年2月18日 時点
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[　500人未満　] ＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
	いつ時点の計数か	令和7年2月18日 時点
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか		[　発生なし　] ＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
	[基礎項目評価書]	＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		**[ ]委託しない**
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		**[ ]提供・移転しない**
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	**[ ]接続しない（入手）**	**[ ]接続しない（提供）**
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

8. 人手を介在させる作業		[　　]人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	各種申請・届出に伴う受理の際は、マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインのとおり、住基ネット照会によりマイナンバーを取得するのではなく、申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性確認を行っている。申請者からマイナンバーが得られない場合は、4情報又は住所を含む3情報による照会を原則として実施し、誤りの無いよう徹底している。 また、人手が介在する局面ごとに、人為的ミスが発生するリスクに対し、例えば次のような対策を講じている。 ・特定個人情報を含む書類は施錠できる場所に保管することを徹底している。 ・システムへ操作は人為的ミスを防止する対策を盛り込んだ事務処理手順をマニュアル化し、事務担当者間で共有している。 ・書類を送付する際は宛先の確認と、関係のない者の特定個人情報が含まれていないかなど、ダブルチェックを行う。 ・個人情報を含む書類の廃棄はシュレッダー又は廃棄物処理施設へ直接搬入して廃棄している。 これらの対策を講じていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

9. 監査			
実施の有無	[○] 自己点検	[　　] 内部監査	[○] 外部監査

10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[　　十分に行っている　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

11. 最も優先度が高いと考えられる対策		[　　]全項目評価又は重点項目評価を実施する
最も優先度が高いと考えられる対策	[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策] ＜選択肢＞ 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	池田町住民基本台帳ネットワークシステムに関するセキュリティ規程及び特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドラインに則り、漏えい・滅失・毀損を防ぐための物理的安全管理措置、技術的安全措置等を講じるとともに、特定個人情報ファイルの滅失・毀損が万が一発生した場合に備え、バックアップを保管している。 また、不要文書の破棄の際に滅失事案が発生しないよう、 ・特定個人情報を含む書類は施錠できる場所に保管することを徹底する。 ・不要文書を破棄する際は、特定個人情報が記録された書類等が混入していないか、複数人による確認を行うこと。 ・特定個人情報が記録された書類等を破棄する場合は、破棄した記録を保存すること。 これらの対策を講じていることから、特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	5. 評価実施機関における担当部署②所属長	保険年金課長　西村 洋、　税務課長　樋口 清久	保険年金課長　岡﨑 弘晃、　税務課長　樋口 清久	事後	①重要な変更に当たらない。組織変更による軽微な修正の
平成29年3月1日	Ⅰ-1　特定個人情報ファイルを取り扱う事務	・国民健康保険法に基づき、被保険者に対し保険給付事業等を行っている。	国民健康保険法に基づく国民健康保険に関する事務	事後	
平成29年3月1日	Ⅰ-1　特定個人情報ファイルを取り扱う事務	国民健康保険システム、国民健康保険税システム、住民基本台帳システム、口座システム、	国民健康保険システム、住民基本台帳システム、統合宛名システム、中間サーバー、次期国	事前	
平成29年3月1日	Ⅰ-4　情報提供ネットワークシステムによる情報連携	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）第19条	【情報提供の根拠】 行政手続における特定の個人を識別するため	事後	
平成29年3月1日	Ⅰ-5　評価実施機関における担当部署　①部署	民生部　保険年金課、　総務部　税務課	民生部　保険年金課	事後	
平成29年3月1日	Ⅰ-5　評価実施機関における担当部署　①所属長	保険年金課長　岡﨑 弘晃、　税務課長　樋口 清久	保険年金課長　岡﨑　弘晃	事後	
平成29年3月1日	Ⅱ-1　対象人数	平成26年7月29日　時点	平成29年3月1日　時点	事後	
平成29年3月1日	Ⅱ-1　取扱者数	平成26年12月1日　時点	平成29年3月1日　時点	事後	
平成30年7月2日	Ⅱ-1　対象人数	平成29年3月1日　時点	平成30年7月2日　時点	事後	
平成30年7月2日	Ⅱ-1　取扱者数	平成29年3月1日　時点	平成30年7月2日　時点	事後	
令和1年6月20日	5. 評価実施機関における担当部署②所属長の役職名	保険年金課長　岡﨑　弘晃	保険年金課長	事後	評価書様式の変更
令和1年6月20日	Ⅱ-1　対象人数	平成30年7月2日　時点	令和1年6月20日　時点	事後	
令和1年6月20日	Ⅱ-1　取扱者数	平成30年7月2日　時点	令和1年6月20日　時点	事後	
令和1年6月20日	Ⅳ　リスク対策	※項目無し	※全項目追加	事後	評価書様式の変更
令和2年7月30日	Ⅱ-1　対象人数	令和1年6月20日　時点	令和2年7月30日　時点	事後	
令和2年7月30日	Ⅱ-1　取扱者数	令和1年6月20日　時点	令和2年7月30日　時点	事後	
令和3年8月19日	Ⅰ-4　情報提供ネットワークシステムによる情報連携	【情報提供の根拠】 行政手続における特定の個人を識別するため	【情報提供の根拠】 行政手続における特定の個人を識別するため	事前	
令和3年8月19日	Ⅱ-1　対象人数	令和2年7月30日　時点	令和3年8月19日　時点	事後	
令和3年8月19日	Ⅱ-1　取扱者数	令和2年7月30日　時点	令和3年8月19日　時点	事後	
令和4年3月16日	Ⅰ-1　特定個人情報ファイルを取り扱う事務		⑥オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号	事後	
令和4年3月16日	Ⅰ-1　特定個人情報ファイルを取り扱う事務		医療保険者向け中間サーバー等	事後	
令和4年3月16日	Ⅰ-3　個人番号の利用 法令上の根拠		＜オンライン資格確認の準備業務＞ ・番号利用法　第9条第1項（利用範囲）別表第	事後	
令和4年3月16日	Ⅰ-4　情報提供ネットワークシステムによる情報連携		＜オンライン資格確認の準備業務＞ ・番号利用法　附則第6条第4項（利用目的：情	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年3月16日	Ⅱ－1　対象人数	令和3年8月19日　時点	令和4年3月16日　時点	事後	
令和4年3月16日	Ⅱ－1　取扱者数	令和3年8月19日　時点	令和4年3月16日　時点	事後	
令和7年2月18日	Ⅰ－1　特定個人情報ファイルを取り扱う事務	・中間サーバーを通じ、情報提供ネットワークシステム、既存システム、団体内統合宛名システム等の各システムとデータの受け渡しを行うことで、番号法別表第二に基づく特定個人情報の照会と提供等の業務を行う。	・中間サーバーを通じ、情報提供ネットワークシステム、既存システム、団体内統合宛名システム等の各システムとデータの受け渡しを行うことで、番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に基づく特定個人情報の照会と提供等の業務を行う。	事後	
令和7年2月18日	Ⅰ－3　個人番号の利用	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）第9条第1号　別表第一（30の項）	番号法第9条第1項別表44の項 ＜オンライン資格確認の準備業務＞ ・番号法第9条第1項（利用範囲）別表項番44 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令37条 ・国民健康保険法　第113条の3　第1項及び第2項	事後	
令和7年2月18日	Ⅰ－4　情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【情報提供の根拠】 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）第19条第7号　別表第二（1、2、3、4、5、17、22、26、27、30、33、39、42、43、44、45、46、58、62、80、87、88、93、106の項） 【情報照会の根拠】 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）第19条第7号　別表第二 （42、43の項）	【情報提供の根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表1、2、3、5、6、25、38、42、48、56、65、69、70、71、83、87、106、126、131、141の項 【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表69、70の項 ＜オンライン資格確認の準備業務＞ ・番号法附則第6条第4項（利用目的：情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等）	事後	
令和7年2月18日	Ⅱ－1　対象人数	令和4年3月16日　時点	令和7年2月18日　時点	事後	
令和7年2月18日	Ⅱ－1　取扱者数	令和4年3月16日　時点	令和7年2月18日　時点	事後	
令和7年2月18日	Ⅵ-8　人手を介在させる作業	※項目無し	※項目追加	事後	評価書様式の変更
令和7年2月18日	Ⅵ-11　最も優先度が高いと考えられる対策	※項目無し	※項目追加	事後	評価書様式の変更